

執行役規定

平成 22 年 3 月 14 日
制 定

定款 32 条 (2) の規定にもとづき、執行役に関する規定を定める。

(趣旨)

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人 栃木県環境カウンセラー協会（以下「当協会」という。）の運営に資するため、当協会執行役（以下「執行役」という。）の設置等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 執行役は、理事を支えて事業活動・運営に従事すると共に、必要な意見を述べるものとする。

(選任等)

第 3 条 執行役は、次に掲げる者の中から理事長が任命する。

- (1) 当協会正会員
- (2) 当協会の賛助会員で、環境関連に関し深い見識と経験を有し、理事長が推薦する方

(定数)

第 4 条 執行役の定数は 10 名以内とする。

(任期等)

- 第 5 条 執行役の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠のため就任した執行役は、それぞれの前任者又は現任者の任期期間とする。
 3. 執行役は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 4. なお、当協会の名誉を傷つけるか、または当協会の目的に反する行為をした場合には、理事長は任命を取り消すことができるものとする。

(雑則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、執行役に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。